

「料金設定の在り方に関する研究会」の開催要綱

1 目的

固定電話発携帯電話着の料金設定については、電気通信事業法第39条第3項に基づく平成電電株式会社からの申請を受け、平成14年11月22日、総務大臣は、いわゆる直収発携帯電話着について、平成電電株式会社が利用者料金を設定することが適当である旨裁定を行ったところである。

当該裁定申請中には、中継接続の場合の料金設定も含まれていたが、当該接続形態については、当事者間において、接続の条件その他の協定の細目に関する協議が行われていなかったことから、裁定を行わなかった。

しかしながら、今後、事業者間で協議が調わないことも想定される。また、裁定に先立ち当該案件を諮問した電気通信事業紛争処理委員会からは、適正な料金設定の仕組みの検討・整備するよう勧告を受けた。さらに、IP電話から携帯電話に通話した場合の料金設定についても、今後のIP電話の普及のため、その料金設定事業者についての検討が必要となっている。

このため、総務省では、この点についての検討を行うため、「料金設定の在り方に関する研究会」を開催する。

2 検討事項

(1) 中継接続における料金設定について

NTT東西の加入電話発携帯電話着については、現在、固定電話着の場合のように、利用者が中継事業者を選択し、当該中継事業者が料金を設定するような接続形態は行われていない。当該接続形態は、本年7月、平成電電株式会社から裁定申請が行われたが、携帯電話事業者との協議が行われていなかったために、裁定は行わないとしたところである。当該接続形態については、ネットワークの効率性の観点からの問題及び中継事業者が存在する意義について、議論のあるところである。本研究会においては、これらの点も考慮しつつ、NTT東西の加入電話発携帯電話着における利用者料金設定事業者について検討する。

(2) IP電話発携帯電話着の料金設定について

IP電話については、今後普及が見込まれているところである。現在、IP電話発携帯電話着となる接続形態については、事業者間で協議を行っているところであるが、当該形態についても、協議が調わないことも想定される。このため、当該接続形態における料金設定事業者についても検討する。

3 構成及び運営

- (1) 研究会は、総務省総合通信基盤局長の研究会とする。
- (2) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 研究会には、座長及び座長代理を各1名置く。
- (4) 座長は、研究会の構成員の互選によりこれを定める。
- (5) 座長代理は、研究会構成員の中から座長が指名する。
- (6) 研究会は、座長が招集し、主宰する。
- (7) 必要があるときは、外部の関係者の出席者を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、研究会の運営方法は、座長が定めるところによる。

4 開催期間

第1回会合を平成14年12月19日に開催し、平成15年5月を目途に取りまとめを行う。

5 庶務

研究会の開催に当たっては、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が庶務を担当する。

「料金設定の在り方に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

あいだ ひとし
相田 仁 東京大学大学院新領域創成科学研究科
教授

かとう まさよ
加藤 真代 主婦連合会 参与

きよはら けいこ
清原 慶子 東京工科大学メディア学部教授

くろかわ かずよし
黒川 和美 法政大学経済学部教授

さかい よしのり
酒井 善則 東京工業大学大学院理工学研究科教授

すがや みのる
菅谷 実 慶応義塾大学メディアコミュニケーション
研究所教授

ふなだ まさゆき
舟田 正之 立教大学法学部教授

やまうち ひろたか
山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授